

食品企業等が活用できる支援制度

MAFF

Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

農林水産省

令和8年2月

東海農政局経営・事業支援部食品企業課

目次

1. 食料システム法
2. 省力化投資促進プランと食品企業生産性
向上フォーラム
3. 食品産業振興予算

(参考情報)

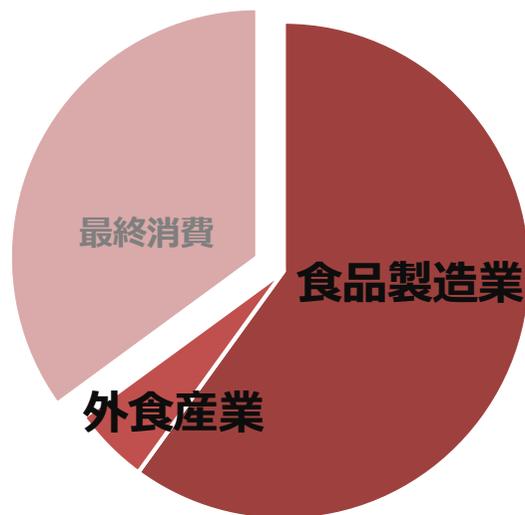
食料システム法の概要

1 食料システム法

(1)食料システムにおける食品産業の役割

- 国産農林水産物の **6割以上**が、食品産業により製造・加工を経て消費者に流通されており、食料システムにおいて、食品産業は農林水産業者と消費者をつなぐ重要な役割となっている。
- 食料・農業・農村基本法の改正においても、農業と並び、**食品産業は食料の安定供給に欠かせない産業として明確に位置付けられ、発展に向けた施策を講ずることが規定**されている。

国産農林水産物の仕向先別の金額と割合



食品製造業と外食産業で**約65%**

食料・農業・農村基本法

(食料安全保障の確保)

第二条 (略)

2・3 (略)

4 国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤、**食品産業の事業基盤等の食料の供給能力が確保されていることが重要であることに鑑み**、国内の人口の減少に伴う国内の食料の需要の減少が見込まれる中においては、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、**農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない。**

5・6 (略)

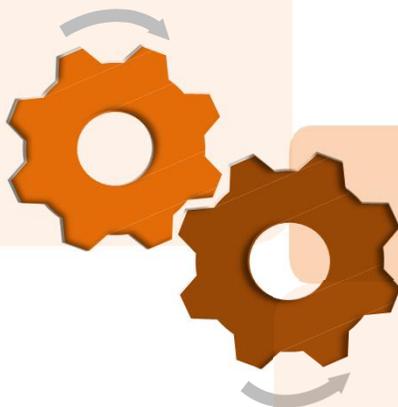
(食品産業の健全な発展)

第二十条 **国は、食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性に鑑み、その健全な発展を図るため、環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保その他の食料の持続的な供給に資する事業活動の促進、事業基盤の強化、円滑な事業承継の促進、農業との連携の推進、流通の合理化、先端的な技術を活用した食品産業及びその関連産業に関する新たな事業の創出の促進、海外における事業の展開の促進その他必要な施策を講ずるものとする。**

- 持続的な食料の供給ができる食料システムの確立を図るため、**表裏一体の法制度**を制定

食品産業による食料の持続的な供給に向けた事業活動の促進（計画認定制度）

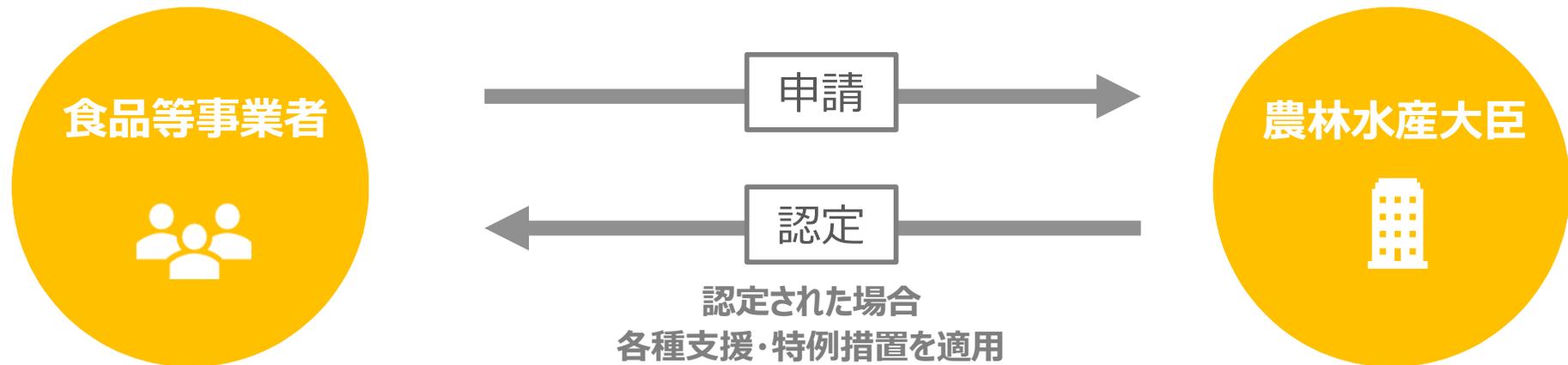
- ◆ 農林漁業者との安定的な取引関係の確立
- ◆ 流通の合理化
- ◆ 環境負荷低減等の促進
- ◆ 消費者の選択への寄与



合理的な費用を考慮した価格形成

- ◆ コストの把握・明確化
 - ◆ コストを考慮した取引の実施
- 等

- 食品等事業者（**食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者、外食業者等**）は、対象となる事業活動に関する計画を申請し、農林水産大臣は認定基準を満たす場合は、その認定を行う
- 認定を受けた場合は、各種支援・特例措置を適用



計画記載事項

- 事業活動の目標
- 事業活動の内容及び実施時期
- 必要な資金の額及びその調達方法 等

計画認定基準

- 農林水産大臣の定める基本方針に照らし適切なものであること
- 事業活動が確実に実施されると見込まれるものであること
- 農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与するものであること 等

- **農林水産大臣の計画認定**を受けることで、金融・税制を含む**幅広い支援を受けることが可能**になる

中小企業経営強化税制

設備投資を行う際に、

即時償却または**取得価額の最大10%の税額控除**を受けることが可能



日本政策金融公庫の長期低利融資

中小企業者が認定を受けた計画（設備投資や事業再建）に取り組む際に、

長期（10年超25年以内）かつ低利の融資を受けることが可能



指定金融機関による長期・低利の大規模融資

産業競争力強化法の事業計画又は事業再編計画の認定で、

長期（5年以上）、低利の大規模（50億円以上）の融資が可能



- 地域における食ビジネスの発展を支援するため、地方公共団体等、食品産業に対する支援の事業を行う者（支援機関）が連携して行う事業（連携支援事業）に関する計画を認定する制度を創設

連携支援事業とは..

食品産業に対して以下のような支援を行う複数の機関が連携して行う支援の事業

- 食品等事業者間の取引の機会の創出
- 技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進
- 市場に関する調査研究及び情報提供
- 経営能率の向上の促進
- 資金の融通の円滑化
- 研修 など

取組のイメージ

地方公共団体等が中核となり、複数の機関（一般社団法人、都道府県食品産業協議会等、金融機関、大学、公設研究機関等）と連携して、地域の食ビジネスを展開する企業等に対して一体的に支援を行う体制を構築し、食ビジネス創出の基盤となるプラットフォームを形成

A県食農プラットフォーム



2 「省力化投資促進プラン」と食品企業生産性向上フォーラム

(1) 「省力化投資促進プラン」に基づく施策展開

- これまで政府では、賃上げの実現・定着に向けて「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の施策パッケージ案等について議論。
- 今後5年間で**60兆円**の官民での**生産性向上投資**を実現するため、とりわけ**人手不足**が深刻な業種については「**省力化投資促進プラン**」を策定し、これを**強力に実行**することで合意。
- 令和7年6月13日、第36回新しい資本主義実現会議を開催し、上記内容を含む「**新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版**」について、同日閣議決定。



会議のとりまとめを行う石破総理
(6月13日首相官邸にて)

- 「賃上げこそ成長戦略の要」
- 「賃金向上推進5か年計画」に基づき、価格転嫁、**省力化等の生産性向上**、事業承継、M&Aの取組を進めるとともに、官民で**最低賃金の引上げ**に向けて最大限の取組を実施。

中小・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画

2029年度までの5年間に於いて、**省力化投資・デジタル投資**を通じた、**生産性向上**を集中的に**後押し**する。

とりわけ、**最低賃金引上げ**の影響を大きく受ける、**人手不足**が深刻な業種について、業種別の「**省力化投資促進プラン**」を策定し、これを**強力に実行**する。



食品製造業においても、「**省力化投資促進プラン**」に基づく

きめ細やかな**生産性向上の後押し**、全国的な**サポート体制**の整備を進めていく旨を確認

対象業種

飲食業
宿泊業
小売業
生活関連サービス業
その他サービス業 (自動車整備業、ビルメンテナンス業)

製造業 (食品製造業)

製造業 (中小製造業)
運輸業
建設業
医療
介護・福祉
保育
農林水産業

生産性向上に取り組む食品企業をトータルでサポートします

こんなお悩み
ありませんか？

- ✓ 自社の**自動化・DX化**の課題にあった**支援制度**を知りたい
- ✓ 製造現場の**作業環境**を**改善**したい
- ✓ 機械導入やメンテナンスができる**人材**を**育成**したい

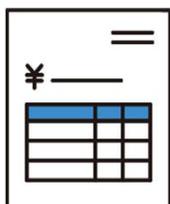
会社名／氏名／メールアドレス等
簡単手続きで**無料会員登録**が可能

主なサポート



生産改善コンシェルジュ

企業の課題や相談事項を入力
具体的な解決策を農林水産省が窓口となり、
各機関と連携してご提案します



補助金・税制情報

各省庁の情報をプッシュ配信
タイムリーな情報共有で事業活用
を推進します



生産技術人材の育成講習会

会員限定の専門家監修カリキュラムを開催
9月、11月、12月の3回にわたり実施し、
受講者には修了証書を発行します



農林水産省 食品製造課 原材料調達・品質管理改善室 技術調整班

☎ 03-6744-2089

<<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/soumu/seisansei.html>>

33 地域の持続的な食料システム確立推進支援事業

令和8年度予算概算決定額 90百万円（前年度 108百万円）
 【令和7年度補正予算額 4,970百万円】

8

<対策のポイント>

「地域食料システム構築・連携推進プラットフォーム」を通じて、地域のコンソーシアム等の立ち上げ・自走の伴走支援等を行いつつ、新たなビジネスの創出や地域の食材の安定利用の拡大等の地域内連携、広域的な産地連携の取組等を支援し、食料システム法に基づく食品事業者の事業活動を促進します。

<事業目標>

- 食品等の持続的な供給を実現するための食品事業者による取組数（1,000件 [令和12年度まで]）
- 地域連携推進支援コンソーシアムで創出された新たなビジネス数（94件 [令和11年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 地域食料システム構築・連携推進プラットフォーム事業 24百万円（前年度 24百万円）
 地域食料システム構築・連携推進プラットフォームの設置・運営・情報発信を行うとともに、専門家派遣等による伴走支援や異分野のマッチング支援を行います。

2. 地域型食品企業等連携促進事業 56百万円（前年度 66百万円）
【令和7年度補正予算額】70百万円

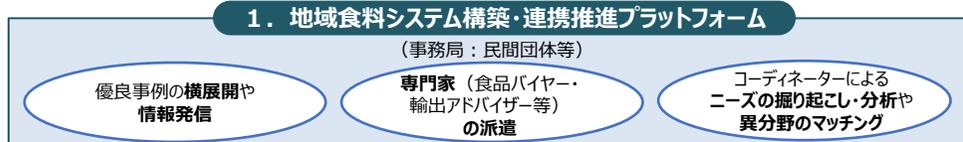
① **地域食料システムプロジェクト推進事業**
 地方公共団体が行うコンソーシアム設置、食品事業者・農林漁業者と関連業種の連携等による新たな食品ビジネス創出のための課題検討やマッチング会の実施等を支援します。

② **新規プロジェクト支援**
 新たなビジネスを創出するプロジェクト（試作品開発・販路開拓等）や食料システムの持続性向上に資する地域の食品企業等の協調事例を生み出す取組、地域の飲食事業者等による生産者等との連携した取組を支援します。

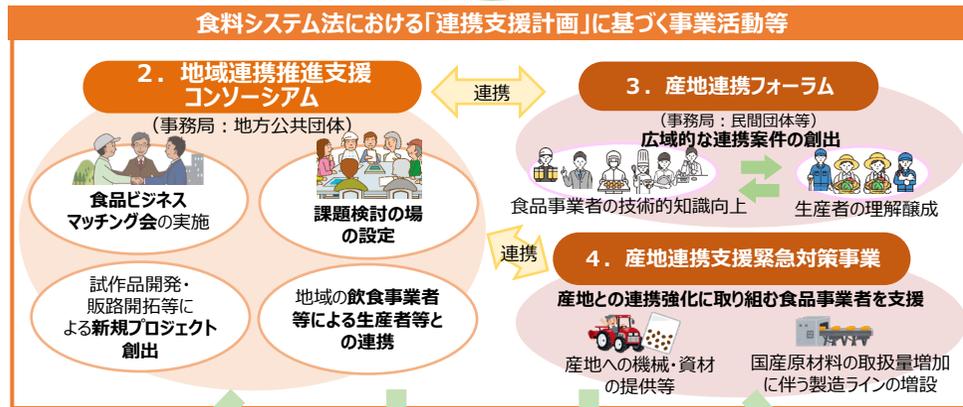
3. 広域産地連携支援事業 10百万円（前年度 18百万円）
 食品原材料の安定調達に向け、地域を超えた産地連携の促進のため、食品事業者や農業者のほか、種苗会社、機械メーカー等で構成される「産地連携フォーラム」において、農業者等の理解醸成と食品事業者の生産技術等に関する知識向上の取組を行います。

4. 産地連携支援緊急対策事業 【令和7年度補正予算額】4,900百万円
 食品製造事業者が産地を支援する取組（食品製造事業者から産地に農業機械・資材を貸与・提供する等）、産地との連携による国産原材料の取扱量増加に伴う機械設備等の導入、新商品の開発等の取組を支援します。

<事業の流れ>



コンソーシアムの立ち上げ・自走の伴走支援や情報発信



地域内・広域で連携支援し、食品事業者の事業活動を促進し、食料システム法に基づく計画を作成



食料システム法に基づく計画の実行

持続的な食料システムの確立

大臣官房新事業・食品産業部企画グループ (03-6744-2063)
 食品製造課 (03-6738-6166)

34 食品産業省力化投資促進事業

令和8年度予算概算決定額 71百万円 (前年度 38百万円)
〔令和7年度補正予算額 300百万円〕

<対策のポイント>

食品産業の省力化投資を促進するため、食品事業者が協調して実施する共同プロジェクトや食品製造業の省力化モデルとなる新技術の導入を支援するとともに、食品企業における生産技術人材の育成を推進します。また、中小事業者が多い飲食業において、専門家派遣による伴走支援を行うとともに優良事例の横展開や飲食事業者間での協調した取組を進めるための情報交換会の開催を支援します。

<事業目標>

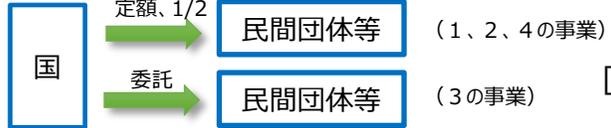
- 食品製造業の労働生産性向上 (24% [令和11年度まで])
- 飲食業の労働生産性向上 (35% [令和11年度まで])

<事業の内容>

- 1. 業種横断型技術開発実証事業** 40百万円 (前年度 23百万円)
【令和7年度補正予算額】90百万円
省力化等生産性向上に資する新たな技術の開発に向けて、食品企業や機械メーカー、スタートアップ等の関係者が連携して行う業種横断的プロジェクト(生産設備データの標準化等)を支援します。
- 2. 省力化技術導入支援事業** 【令和7年度補正予算額】140百万円
省力化のモデルとなる取組を行う食品製造事業者に対して、新技術(AI、ロボット等)を活用した機械設備)の導入を支援します。
- 3. 生産技術人材育成推進事業** 11百万円 (前年度 15百万円)
食品企業生産性向上フォーラムの下、省力化技術の導入適否を主体的に判断できる生産技術人材の育成に必要なプログラムを展開するとともに、省力化投資のための施策情報等を発信します。
- 4. 飲食業労働生産性向上推進事業** 20百万円 (前年度 -)
【令和7年度補正予算額】70百万円

- ① 食品企業の中でも特に低い飲食業の労働生産性を向上させるため、飲食事業者に対する専門家派遣による伴走支援を実施します。
- ② 優良事例の横展開や飲食事業者間での協調した取組を進めるための情報交換会の開催を支援します。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】(1、2、3の事業)大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課 (03-6744-2089)
(4の事業) 外食・食文化課 (03-6744-2053)

<事業イメージ>

- 1. 業種横断型技術開発実証事業**

食品企業
個社バラバラの開発
開発費が割高
技術開発の遅れ

研究機関 試験機関
大学 食品企業 機械メーカー
スタートアップ Sier

協調領域における業種横断的プロジェクトを実施
食品業界全体へ新技術を横展開
- 2. 省力化技術導入支援事業**

省力化のモデル

食品製造事業者
新技術を導入し省力化を実現

取組の成果を横展開
- 3. 生産技術人材育成推進事業**

機械メーカー 食品企業 研究機関
Sier 食品企業 生産性向上フォーラム 金融機関
関係団体

食品企業生産性向上フォーラムの下で
人材育成システムを構築

既存の専門人材を活用した指導
既存の拠点と連携した機会の創出
- 4. 飲食業労働生産性向上推進事業**
 - ・ 専門家による生産性向上の伴走支援
 - 現状の課題分析
 - 省力化や労働生産性が向上する導入機器の選定
 - 機器導入後の活用法の提案

調理ロボット モバイルオーダー・セルフレジ 在庫管理・販売管理システム

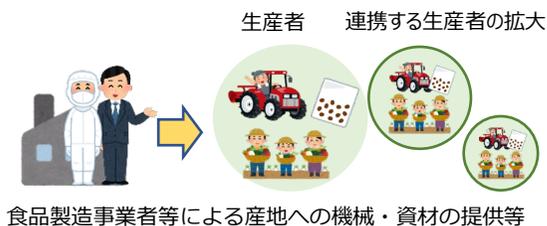
産地連携支援緊急対策事業

食品製造事業者等が産地と連携計画（産地連携計画）※1を策定した場合に、**産地を支援する取組**（食品製造事業者から産地に農業機械・資材を貸与・提供する等）や**産地との連携による国産原材料の取扱量増加に伴う機械設備の導入等**を支援します。

産地を支援する取組

・食品製造事業者等が産地を支援する以下ア～オ又はこれらに類する取組に係る経費を補助します。

- ア 求める品種を産地に生産してもらうための産地への種苗の提供
- イ 産地に引き受け量拡大に対応してもらうための産地への収穫機械の貸与
- ウ 産地に加工ニーズに合致した食品原材料を出荷してもらうための産地への選別機の貸与
- エ 産地に加工ニーズに沿った良質・多量な食品原材料生産をしてもらうための、食品製造事業者等の社員等を産地へ派遣した生産作業補助又は専門家や篤農家を産地へ派遣した栽培技術等指導
- オ 本事業に係る産地側の建屋内に設置され、産地連携計画等において記載された農林水産物の保管に用いるための、当該建屋と一体でない設備の設置



- 【補助対象経費】
- ・種苗等の資材費
 - ・機械設備等の導入費（収穫機・選別機等）
 - ・栽培技術指導のための専門家・篤農家の派遣謝金・旅費
 - ・生産作業補助のための社員等派遣旅費
 - ・産地に設置する保管庫のための装置 等

産地との連携による国産食品原材料の取扱量増加に伴う取組

・産地との連携による国産食品原材料の取扱量増加に伴う機械設備等の導入、新商品等の開発・製造等の取組に係る経費を補助します。



- 【補助対象経費】
- ・機械設備等の導入費
 - ・製造ラインの変更・増設費
 - ・食品表示変更に伴う包装資材の更新費
 - ・専門家経費（コンサルティング経費、旅費等）
 - ・調査経費（マーケティング調査等）
 - ・開発段階における原材料費 等

【補助の概要】

対象者	食品製造事業者等※2 ※2 食品の加工・製造を行っている事業者、又はこれらとともに事業を実施しようとする者
対象経費	左記のとおり
補助上限	上限：2億円 下限：100万円 （産地を支援する取組を行う場合は上限3億円、また、国産食品原材料取扱量増加に伴う取組の上限は2億円）
補助率	1/2以内
主な補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ◎産地と連携した原材料調達計画（産地連携計画）の策定 ◎産地との連携による国産原材料の取扱量10%以上の増加 ◎食料システム法の安定取引関係確立事業活動計画の認定又は認定が見込まれること。
主な加点要素	<input type="checkbox"/> 産地連携計画の優位性 <ul style="list-style-type: none"> ①産地を支援する取組の優位性 ②調達条件の優位性（調達予定数量、期間又は面積等） ③本事業により調達した国産原材料の販路確保の蓋然性 <input type="checkbox"/> 産地を支援する取組の有無
事業の流れ	国→事業実施主体(事務局)→食品製造事業者等
事業実施期間	交付決定日～事務局が定める期限

※1 産地連携計画とは、国産原材料の取扱量を10%以上増加させる目標、連携先の産地、産地との取組の内容、調達条件等を記載した申請時に提出いただく計画です。

27-2 農林水産物・食品の輸出促進のうち グローバル産地づくり推進事業

令和8年度予算概算決定額 550百万円 (前年度 592百万円)
〔令和7年度補正予算額 2,308百万円〕

<対策のポイント>

国内の生産基盤の強化や食料の安定供給体制の強化を図るため、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を通じた**大規模輸出産地の形成等**を支援するほか、GFPを活用した**伴走支援、交流イベントの開催等**を支援します。また、**品目等の課題に応じた取組支援**を行います。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大 (5兆円 [令和12年まで])

<事業の内容>

1. 大規模輸出産地モデル形成等支援 346百万円 (前年度 346百万円)

輸出産地の育成を通じて国内生産基盤の強化を図るため、**地域の関係者が一体となって輸出の推進体制を組織化する取組**を支援します。また、当該推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応するための**生産・流通体系への転換**に取り組む際の**追加的なコストに対して輸出が本格化するまでの間支援**するなど、**大規模輸出産地を形成するモデル的な取組等**を複数年にわたり総合的に支援します。

※「フラッグシップ輸出産地」が更なる輸出拡大に向け新たな取組を行う場合は、補助上限額を引き上げて支援。

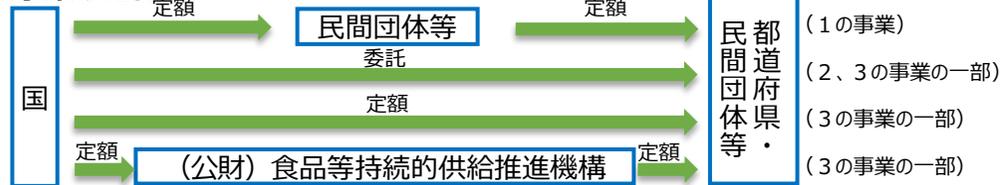
2. GFPを活用した伴走支援、交流イベント開催等支援 136百万円 (前年度 143百万円)

輸出産地等の裾野を広げるため、GFP (農林水産物・食品輸出プロジェクト) を活用した産地・事業者への**輸出診断や商流構築など輸出熟度や規模に応じた伴走支援等**を実施するとともに、輸出に取り組む事業者の結束を強化する**チーム作りのための交流イベント**を開催します。

3. 品目等の課題に応じた取組支援 68百万円 (前年度 104百万円)

事業者の輸出リスクに対応するため、(株)日本公庫からの融資に係る金利負担を軽減します。また、輸出拡大に向け、日本発の水産エコーラベルの普及やJAS等の国際標準化、加工食品に係る日本発の規格・認証を活用した輸出のための環境整備等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【大規模輸出産地モデル形成等支援】

生産・流通体系の転換を通じ、
海外の規制・ニーズに対応する大規模な輸出産地のモデルを構築



遊休農地等の活用による
輸出向け生産の拡大



産地リレー等による
輸出向けロットの確保



付加価値の高い有機農産物等の生産・輸出の拡大

【輸出産地等の裾野を広げるための伴走支援】

伴走支援



(圃場の視察)

GFP交流イベント



(GFP超会議の様子)

【お問い合わせ先】 輸出・国際局輸出支援課 (03-6744-2398)

<対策のポイント>

食品製造事業者等が行う輸出先国等の規制・条件（食品衛生、ハラール・コーシャ等）に対応した**施設の新設及び改修、機器の整備**を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 施設等整備事業

加工食品等の輸出拡大に向け、輸出先国等の求める基準・条件等の規制に対応するため、**製造・加工、流通等の施設の新設（掛かり増し経費）及び改修、機器の整備に係る経費**を支援します。

- ① 輸出先国等の政府機関が定める、HACCP等の要件に適合する施設の認定取得に必要な施設・設備
- ② ISO、FSSC、JFS-C、有機JAS等の認証取得に必要な施設・設備
- ③ 検疫や添加物等の規制に対応した製品の製造に必要な施設・設備

2. 効果促進事業

施設整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要な**コンサルティング費用等の経費**を支援します。

<事業の流れ>

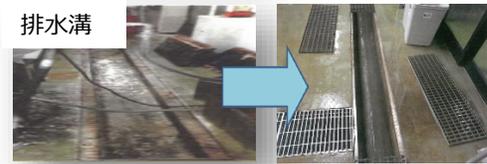


(関連事業)

食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業

1,731百万円 (前年度 1,242百万円) の内数

- ① 食肉処理施設の再編及び輸出拡大に必要な施設の整備等を支援します。
- ② 食肉処理施設や食鳥処理施設における収益力の強化を図るため、付加価値の向上に資する高度な加工設備や省力化設備の整備等を支援します。



排水溝

施設の衛生管理の強化に対応する排水溝、床、壁等の改修



厳密な温度管理に対応する急速冷凍庫等の導入



空気を經由した汚染を防止する設備（パーティション）の導入



製造ラインにおいて添加物混入を回避する輸出専用ミキサーの導入

〔お問い合わせ先〕 輸出・国際局輸出支援課 (03-6744-2375)
畜産局食肉鶏卵課 (03-3502-5989)

参考情報

食料システム法の概要

農林水産省HP 「食料システム法」のページ

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/250623.html>

● 目的

食品等事業者が食料システムにおいて農林漁業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等事業者による事業活動の促進と食品等の取引の適正化をもって、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資する旨規定

① 食品等事業者による事業活動の促進 (R7.10~)

(1) 食品等事業者が、次の**事業活動に関する計画**を作成

- ① 安定取引関係確立事業活動
(農林水産業と食品産業の連携強化)
- ② 流通合理化事業活動 (流通の効率化、付加価値向上等)
- ③ 環境負荷低減事業活動 (温室効果ガスの排出量の削減等)
- ④ 消費者選択支援事業活動
(持続可能性に配慮した物の選択を消費者が行うことに寄与する情報の伝達等)

※ ①~④には技術開発利用、事業再編を含む。

(2) 地方公共団体、一般社団法人等、(1)の事業活動を連携して支援しようとする者は、**連携支援計画**を作成

(3) **農林水産大臣が認定**した場合、**支援措置**を実施

- ① 日本政策金融公庫による長期低利融資
- ② 農業・食品産業技術総合研究機構の研究開発設備の供用
- ③ 中小企業経営強化税制、カーボンニュートラル投資促進税制等の税制特例 等

② 食品等の取引の適正化 (R8.4~)

(1) 農林水産大臣が、食品等取引実態調査を実施

※ 取引実態調査はR7.10~

(2) 飲食料品等事業者・農林漁業者は、次の措置を講ずるよう努力

- ① 持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して協議の申出がされた場合、誠実に協議
- ② 持続的な供給に資する取組 (商慣習の見直し等) の提案があった場合、検討・協力

(3) 農林水産大臣が、事業者の行動規範 (判断基準) を策定

(4) 農林水産大臣は、次の措置を実施

- ① 適確な実施を確保するため必要な場合、指導・助言を実施
 - ② 実施状況が著しく不十分な場合、勧告・公表を実施
(勧告の実施に必要な場合、報告徴収・立入検査を実施)
- ※ 不公正な取引方法に該当する事実がある場合、公取委に通知

(5) 農林水産大臣が、取引において、通常、費用を認識しにくい飲食料品等を指定。その費用の指標の作成・公表等を行う団体を認定



食品産業に対する総合的な認定制度

卸売市場法の一部改正

中央卸売市場・地方卸売市場の開設者は、指定飲食料品等、その費用の指標等を公表

食品等の取引の適正化に関する基本方針（法第33条）

- 取引適正化を推進する意義、判断基準の策定に係る考え方、コスト指標作成団体が果たす役割等を農林水産大臣が定める

飲食料品等の取引の適正化

食料の価格は需給事情や品質評価が適切に反映され、当事者間で決定されることが基本

飲食料品等の取引

売り手

買い手

取引における**努力義務**（法第36条）

- ① 持続的な供給に要する費用等の考慮を求め、**事由を示して協議の申出**があった場合、**誠実に協議**
- ② **商慣習の見直し**等の持続的な供給に資する取組の提案があった場合、**検討・協力**

取引条件の協議においてコスト指標を合理的な根拠のあるものとして活用することが可能

努力義務の実施状況を判断するための基準（判断基準）（法第37条）

- ⇒ 基本方針に基づき**省令**で策定
 - ・ 協議の速やかな開始
 - ・ 協議における公表資料の尊重
 - ・ 検討結果の説明 等

指定飲食料品等

飲食料品等のうち、取引において、通常費用を認識しにくい品目を**省令で指定**（法第41条第1項）

基本方針に基づき、**コスト指標作成団体**を農林水産大臣が**認定**（法第42条第1項）

認定団体が**コスト指標**を作成・公表

実効性の確保

情報提供

措置の実施

農林水産大臣

情報受付窓口の設置、食品等取引実態調査により、**情報収集・状況把握（フードGメン）**

判断基準に基づき確認

適切な実施を確保するため必要な場合、**指導・助言**（法第38条）

実施状況が著しく**不十分な場合**、**実態の改善を勧告**（法第39条第1項）※

勧告に従わない場合、事業者名、勧告した旨を公表（法第39条第2項）

公正取引委員会への通知

※ 報告徴収・立入検査を実施。

- 食品等事業者（食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者、外食業者等）は、食品等の持続的な供給に資する以下のいずれかの取組に関する計画を申請。農林水産大臣は認定基準を満たす場合は、その認定を行う
- 認定事業者は**金融・税制等上の総合的な支援・特例措置**を受けることが可能

認定基準

- ✓ 農林水産大臣の定める**基本方針に照らし適切なもの**であること
- ✓ 事業活動が**確実に実施されると見込まれるもの**であること
- ✓ 農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与するものであること 等

農林漁業者との安定的な取引関係の確立を図る事業活動（農林漁業者との連携可）

- 新たな産地との契約や原材料の国産切替に向けた設備の導入
- 契約先農家からの調達量拡大に向けた設備の導入 など



食品等の流通の合理化による措置により、食品等の流通の経費の削減、価値の向上又は新たな需要の開拓を図る事業活動

- 品質管理を高度化（低温管理等）する設備の導入
- 流通効率のため物流拠点を整備 など

環境への負荷の低減又は資源の有効利用を図る事業活動

- 食品製造過程での温室効果ガスや食品ロス削減に向けた設備の導入
- 脱プラスチックを図るための設備の導入 など

食品等の持続的な供給の実現に配慮した食品等の一般消費者による選択に資する情報の伝達を図る事業活動

- サステナビリティ情報を消費者に発信するためのディスプレイや電子ポップの整備
- カーボンフットプリントの算定に係るシステム整備 など



01~04に関連する技術の研究開発や事業再編（株式取得等）についても、認定を受けることが可能（研究開発を行う場合、食品等事業者以外との連携可）

- 環境負荷低減事業活動に関連して行う、環境負荷の低い代替タンパク食品の開発（研究開発）
- 安定取引関係事業活動に関連して行う、地元農家と連携する豆腐製造業者の株式取得（事業再編） など

- 農林水産大臣の計画認定を受けた場合、**金融・税制を含む以下の幅広い特例措置**を受けることが可能

	項目	主な内容	備考
 金融支援	日本政策金融公庫による長期低利融資（食品等持続的供給促進資金）	<ul style="list-style-type: none"> 設備投資や事業再編を行う際、運転資金も含めて長期（10年超25年以内）かつ低利の融資を受けることが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業者のみ対象
	日本政策金融公庫による海外展開支援	<ul style="list-style-type: none"> 海外にある子会社が現地金融機関から融資を受ける際の債務の保証を受けることが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 流通合理化事業活動のみ対象
	食品等持続的供給推進機構による債務保証	<ul style="list-style-type: none"> 民間金融機関から資金調達する際の債務の保証を受けることが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 連携して計画を申請する農林漁業者や研究開発事業者も含めて対象
	指定金融機関による長期・低利の大規模融資	<ul style="list-style-type: none"> 指定金融機関（日本政策投資銀行等）による、長期（5年以上）・低利の大規模（50億円以上等）融資を受けることが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 大企業も対象 産業競争力強化法の事業適応計画又は事業再編計画の認定要件を満たす必要有
	中小企業投資育成株式会社による出資	<ul style="list-style-type: none"> 資本金が3億円を超える場合でも中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業等経営強化法の経営力向上計画の要件を満たす必要有
 税制特例	中小企業経営強化税制	<ul style="list-style-type: none"> 設備投資を行う際、即時償却又は取得価額の最大10%の税額控除等を受けることが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業等経営強化法の経営力向上計画の要件を満たす必要有
	カーボンニュートラル投資促進税制	<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素化と付加価値向上を両立する設備投資を行う際、5～14%の税額控除又は50%の特別償却を受けることが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 産業競争力強化法の事業適応計画の認定要件を満たす必要有 環境負荷低減事業活動のみ対象
	事業再編時の登録免許税軽減措置	<ul style="list-style-type: none"> 合併や会社分割、出資の受入れ等を行う際の登録免許税を軽減することが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 産業競争力強化法の事業再編計画の認定要件を満たす必要有
 その他	農研機構による設備等の供用等	<ul style="list-style-type: none"> 技術の研究開発を行う際に、農研機構の保有する研究開発設備等（食品加工設備等）を利用することが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 連携して計画を申請する研究開発事業者も含めて対象
	事業再編時の会社法等の手続き緩和特例	<ul style="list-style-type: none"> 事業再編を行う場合、現物出資等の円滑化等の会社法上の手続き緩和特例を受けることが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 産業競争力強化法上の事業再編計画の認定要件を満たす必要有